

「子育て世帯臨時特例給付金」 6 月に申請書を配布

消費税率の引き上げによる影響等を踏まえ、昨年に引き続き、子育て世帯への臨時特例的な措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

1 支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者

※特例給付とは、所得が児童手当の所得制限を超えている方

2 対象児童

平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童

- ・平成 12 年 4 月 2 日～平成 27 年 5 月 31 日生まれの児童
- ・昨年は、臨時福祉給付金の対象となる児童及び生活保護の被保護者等となる児童は対象外でしたが、今年を対象となります。

3 給付額

対象児童 1 人につき 3,000 円

4 申請方法

対象となる可能性がある方には、6 月上旬に児童手当現況届の用紙に同封して、申請用紙と返信用封筒を郵送しますので、郵送または窓口にて申請してください。

公務員は職場から案内がありますので、市から申請書は送付しません。

5 申請期間

6 月 1 日（月）～12 月 1 日（火）（当日消印有効）

窓口受付は午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日を除く）

申請・問い合わせ先 三木市こども未来部子育て支援課
電話 0794-82-2000（内線 2336）